

令和6年度第11回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月26日（水）午後1時30分から3時10分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

会長	12番	丸谷 浩二
会長職務代理	2番	藤野 雄次
委員	1番	川端 伸造
	3番	北田 和彦
	4番	糠山 秀雄
	5番	舘 邦夫
	6番	松井 成樹
	7番	三上 将治
	8番	宮腰 茂雄
	10番	長谷川太佑
	11番	林 恵子
	13番	北 廣見
	14番	朝倉 雪

4. 欠席委員（1人）

9番 谷川 聡志

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地転用事業計画の変更について
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第6号 地域計画の策定に対する意見について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第 6 その他

(1) 3月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第 7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆さん、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会、始めたいと思います。

開会に当たりまして、まず丸谷会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は22名でございます。なお、9番谷川委員、推進委員の南坂委員から欠席の届出がございます。深川委員と八木委員につきましては、遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。1ページをご覧ください。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、1番川端委員、2番藤野職務代理者の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回、1件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は市姫三丁目地係の畑1筆で面積は253㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号不許可の条件には該当しないため問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5 番： 当該の土地は割と町なかにあるんですけども、一応地目は畑ということで、その畑のまんまとして所有権が移転するということで特に問題ないと思います。

以上です。

議 長： ありがとうございました。

それでは、これらの案件についてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

5ページまでまたがっております1番から6番につきましては、譲渡人は指中にお住まいの〇〇〇〇さんほか5名、7番と8番につきましては、賃借人は指中にお住まいの〇〇〇〇さんほか3名でございます。譲受人及び借受人は山十楽の〇〇〇〇でございます。こちらの案件は、令和4年度に農業委員会にて農振除外の意見照会を行っており、また、この後説明します議案第3号の「農地転用事業計画の変更について」と関連する案件でございますので、これまでの手続の履歴を記載しました資料を7ページにつけさせていただいています。

今回申請がありました土地につきましては、指中地係の10筆で登記地目はいずれも畑、面積は合計で1万8,745㎡でございます。用途につきましては、工場の建設でございます。事由につきましては、申請人は製造業を営む企業であり、申請地に工場を建設したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転と賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ということで第1種農地でございます。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、既存敷地の面積の2分の1内の拡張であるため、例外的に転用が可能と判断されるものでございます。場所につきましては6ページ、計画図につきましては8ページから11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番から8番に関して、4番糠山委員、お願いいたします。

4番： これ、私んところ何も連絡来なくて、今日見てびっくりしたんですけども、わけが分からないです、その理由が。で、私のところ訪ねてこないってお願いがいつも来るんですけども、この一画は初めて見ました。事務局のほうで、〇〇〇〇のほうで工場、そういう敷地を借りたいんやということであれば、事務局の言うとおりの問題はなかろうじゃないですかということしか答えできません。

議長： はい、分かりました。ありがとうございます。

次に、本件につきまして本日現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、10番長谷川委員に調査結果の報告をお願いします。

10番： 本日、私と林委員、雪の兼ね合いで1時から市役所で現地確認の写真を見させていただきました。事務局の説明どおり何ら問題ないかと思われます。
以上です。

議長： 担当者の方、糠山さんとは全然行ってないんですか。

4 番： はい。これ、今日初めて見たんですよ。それはいいです。現地調査してる人もおるし。

議 長： この案件、ちょっと説明してもらえますか。

事 務 局： こちらですけれども、どうでしょうか、今、全部説明しますか。この後の議案第3号も終わってから。こちらは一応関連するので。

議 長： そしたら、取りあえず、ずっと関連すること説明して。

事 務 局： はい、分かりました。

◇ 議案第3号 農地転用事業計画の変更について

事 務 局： それでは、続きまして議案第3号「農地転用事業計画の変更について」、ご説明させていただきます。12ページをご覧ください。

番号1番につきましては、申請人は〇〇〇〇です。申請事由は、令和元年12月10日付で許可を受けた指中地係の7筆について、当初工場用地として転用許可を受けていましたが、今後の事業拡大を考慮し、議案第2号で議題に上げました工場新設の計画を新たに策定しました。その新しい工場の駐車場として利用するため、事業計画の変更申請を行うこととなりました。内容としましては、転用目的の変更でございます。場所につきましては13ページ、計画につきましては14ページから17ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

局 長： 7ページの左側の履歴の説明をしてください。

事 務 局： 7ページに戻っていただきまして、こちらは議案第2号と第3号で挙げました土地のこれまでの履歴となります。まず、農地転用事業計画変更で挙がっています土地については、平成30年6月に工場を整備するために農振除外を申請、同年7月の農業委員会定例総会にて意見照会に出しています。その後、平成31年1月に県より農振除外の同意を得ています。それを受けて令和元年10月に〇〇〇〇が転用申請を提出しまして、農業委員会定例総会の議題に挙げています。その翌月11月に福井県より転用許可が下りています。その後3年ほどたちまして、事業規模拡大のため、こちら令和4年6月に、先ほど議案第2号で挙げました土地を、新規工場を建築する目的で農振除外が提出されています。それに伴い、①の土地を工場から駐車場の整備へと変更する計画を〇〇〇〇が立てています。同年7月開催の農業委員会定例総会にて、農振除外に関する意見照会を行っています。こちら、令和5年1月に福井県より農振除外の同意を得ています。こちら②の土地、今回のその転用申請が出

てきた土地の1筆について〇〇〇〇が賃借権を設定していて、こちら耕作していた後の契約が令和6年11月末に切れましたので、今回、事業計画変更申請と転用申請が同時に提出されています。

以上が履歴に関する説明となります。

議長： 当初申請が出された土地が、〇〇〇〇が賃借権を設定して耕作をしていた農地があって、それが6年11月末に切れたので出てきたということですか。

事務局： はい。こちら農地転用の申請で上がってます土地、こちらに〇〇〇〇が賃借権を設定してハウスも建ててたんですけれども、合意解約でちょっとうまくいかない点がありまして、最終的にその令和6年11月で賃借権の期間が切れるのでそれまで待とうということで、期間が切れるのを待って今回転用申請と、あとそれに併せて①番の事業計画変更申請等を出してきた形になります。

議長： この件につきまして、皆様のご意見、質問等を受けたいと思います。

13 番： 今ほど、地区委員の方の了解といたしますか確認が済んでいなかったと。事務局は現地確認をしましたので別に問題はないと思いますが、これが今後、例えば地区委員が知らず知らずの間に事が進むってことになると、農業委員会としてもちょっと問題があるのではないかなというような気がしますので、その辺は当該者に連絡なりしていただきたいなというふうに思います。

事務局： はい、承知しました。今後気をつけるようにいたします。

長谷川推進委員： 議案第2号については農振農用地やったんやろ。

事務局： はい。

長谷川推進委員： これは除外してあるんけ。

事務局： こちらは、令和4年6月に農振除外の申請がありまして、令和5年1月に除外が完了しています。

長谷川推進委員： ビニールハウス立ててるところもか。

事務局： はい。そこも全部含めて合計10筆、農振除外を行っております。

長谷川推進委員： 地権者とうまくいかんでほったらかしになったということか。農振除外し

た結果。

事務局： 農振除外して、地権者とはうまくいって、〇〇〇〇ももともとその農振除外の手続する前、〇〇〇〇と〇〇〇〇の担当者同士ではうまくいってたんですけども、さらに上まで話が上がったときにちょっとうまくいかなかったところがあって、合意解約がなかなか手続進められなくて今回まで待ってた形になります。

長谷川推進委員： 議案第3号については、ここの委員会で許可した場所にあると思うんですけど、そのときには何の計画だったんや。駐車場の計画だったんじゃないの。

事務局： この議案第3号の場所はもともと1,700㎡ほどの工場を建てる予定になってまして、それで一応、令和元年11月に転用許可が下りてるんですけども、そこからはちょっと、コロナとかで事業計画を進められることが難しく、ただ、その期間中に鉾田の中で事業計画の変更をちょっと考えたみたいで、今回計画の変更があって、今後事業拡大していくのであれば②の農地転用の申請があった土地に工場を建てたほうが今後ずっと広がっていくこともできるんじゃないかということで、①はもうその新しい工場のための駐車場にする目的で一応事業計画変更申請が出てきてます。

5 番： ちょっと的を射ている質問かどうか分からないんですけども、糠山地区委員のところに何も話が来なかったということですけども、一体誰が来るべきなんですかね。譲受人の会社、〇〇〇〇の代表の方が来るべきだったんですかね。

事務局： 今回こちらは、行政書士の方が〇〇〇〇から委任を受けて動いてまして、その方からは一応、ここの担当委員、糠山委員だよというのをお伝えして、じゃ、行ってくるわというのは聞いたんです。ただ、その後、糠山さんところに連絡が行ってないというのはちょっと聞いてなかったもので、それは申し訳ないです。

5 番： じゃ、いろいろ土地のことで農地に関しては絶対来ますけど、農業委員としての印鑑がなければその書類としては不備で、事務局としては受け付けられないんじゃないですか。

事務局： そこはすみません、確認不足でした。申し訳ないです。

4 番： ちょっとすみません。これとよう似た例で、〇〇〇〇さんが矢地のあそこへ出るときに判こを取りに来たけど、これ、よう似たパターンやと思うんですけど、地区んところ行かんというのは何ですかね。それちょっと私も不思議だなと思うんですけど。

議 長： これ最初、自分が担当のときに来たんですね。で、申請して、その後〇〇〇〇さんとの話がうまくいかないというんですか。それでずーっと止まってたやつなんやね、これ

事 務 局： そうですね。もともと令和5年の農振除外が終わったタイミングで出そうとされていたんですけども、その〇〇〇〇さんとの兼ね合いでちょっと止まってしまって、今回改めて出てきた形になります。

議 長： 最初、自分が担当のときに押印したものを見て、こちらに電話あったわけでしょう。でも、今はもう糠山さんが担当ですから糠山さんのほうに行ってくださいねって伝えたんですね。

8 番： 担当の地区、我々の前の世代の人が、地区が判こ押したということですか。

議 長： そうです。それから何年か年数たって、新たに自分でとお互いにいいんですよって僕は伝えたんですけど、行かなかったというのはまずい。

8 番： やっぱり継続的なことあったら言ってもらわんと迷うんでないかね。俺らが知らん者が来ると、やっぱり判こ押さなあかんという不安なんでね。

事 務 局： 今回書類提出してきました行政書士に対して、改めて事業内容の説明とかを糠山さんのところへ行っていただくように伝えようかなと思います。

4 番： 今、担当のほうからも、何年前かにそういう話があったということは、もう一遍審査し直しということになるので、今ここで判こなしで農業委員会ですずずと承認してしまうと、今後のことについてやっぱりまずいと思うんです。だから私ここで、隣の村ですけども、分かってます。地面は全部分かってますけども、やっぱり筋は筋で立てないと。そのようにしてほしいなと思います。後がもうずるずると判こなしでやってしまうと、これはいかん。そのようにちょっとお願いいたします。

議 長： 今いろんなご意見出てますので、この件については保留にします。一応止めておきますので、来月また質問があれば挙げていただくようにしていただきたいと思います。よろしいですか。次に移ります。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

事 務 局： それでは、私のほうから議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

あわら市農用地利用集積計画の2月分があわら市から提出されたので、その決定

を求めます。

19ページをお開きください。公告予定日につきましては令和7年2月28日金曜日でございます。借手は11人、貸手は75人でございます。利用設定面積は、賃借権が318筆、43万9,630㎡、うち再設定が期間別内訳の表の右下に記載のとおり82筆、18万2,679㎡でございます。内訳は、3年から5年の田が218筆、20万1,040㎡、畑が3筆、6,335㎡、10年以上の田が82筆、20万6,801㎡、畑が15筆、2万5,454㎡でございます。使用賃借権は10筆、1万7,179㎡でございます。期間別内訳は、3年から5年の田が10筆、1万7,179㎡でございます。利用権の移転はございませんでした。所有権の移転につきましては2件、赤尾の田が2筆、6,384㎡、北潟の田が3筆、3,026㎡で、合計面積は9,410㎡でございます。集落別内訳につきましては、柿原の田が206筆、下番の田が49筆、中番の田が1筆、玉木の田が2筆、二面の田が2筆、畑が4筆、国影の田が1筆、畑が1筆、北金津の畑が4筆、田中々の田が22筆、細呂木の田が18筆、畑が1筆、波松の畑が2筆、井江葎の畑が1筆、北潟の畑が6筆、熊坂の田が9筆でございます。

20ページにお進みください。農用地利用集積計画の決定についてでございます。番号1番と2番につきましては所有権の移転でございます。1番の譲渡人は自由ヶ丘にお住まいの〇〇〇〇さんでございまして、譲受人は赤尾の〇〇〇〇でございます。申請地は赤尾の田2筆で、合計6,384㎡でございます。利用目的は水稻で、権利の移転時期につきましては令和7年3月10日でございます。土地の対価につきましては80万円で、対価の支払い期限は令和7年3月10日でございます。対価の支払い方法は指定口座への振込でございます。

2番の譲渡人は兵庫県にお住まいの〇〇〇〇さんでございまして、譲受人は赤尾の〇〇〇〇でございます。申請地は北潟の田3筆で、合計3,026㎡でございます。利用目的は水稻で、権利の移転時期につきましては令和7年3月10日でございます。土地の対価につきましては15万円で、対価の支払い期限は令和7年3月10日でございます。対価の支払い方法は指定口座への振込でございます。

21ページをご覧ください。番号3番から33ページにわたっての51番までにつきましては、借受人は柿原の〇〇〇〇でございます。柿原の田206筆でございます。利用目的は水稻で、賃借権の設定でございます。10a当たりの賃借料は6,000円でございます。7番、11番、14番、16番、18番、21番、42番、45番、47番、51番は再設定、残りは全て新規設定でございます。

33ページをお開きください。番号52番から36ページにわたっての62番までにつきましては、借受人は下番の〇〇〇〇で、下番の田49筆、中番の田1筆、玉木の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円と1万4,500円と米1俵相当でございます。52番から60番までは再設定、61番から62番は新規設定でございます。

36ページをご覧ください。番号63番から38ページにわたっての74番までにつきましては、借受人は重義の〇〇〇〇で二面の畑4筆、国影の畑1筆、田1筆、北金津

の畑4筆、田中々の田20筆でございます。利用目的は63番から70番まではソバ・野菜で、賃借権の設定でございます。いずれも再設定でございます。38ページの71番につきましては、利用目的は水稻で使用賃借権の設定でございます。新規設定でございます。39ページにお進みください。72番につきましては、利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万3,000円でございます。再設定でございます。73番、74番につきましては、利用目的は水稻で、73番は賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万4,000円、74番は使用賃借権の設定でございます。いずれも新規設定でございます。

続きまして、75番から41ページにわたっての81番までにつきましては、借受人は細呂木の〇〇〇〇で、細呂木の田18筆、畑1筆でございます。利用目的は水稻と野菜で賃借権の設定、77番と81番は10a当たりの賃借料は1万3,000円、そのほかは市平均賃借料でございます。いずれも再設定でございます。

82番につきましては、借受人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんで、波松の畑1筆でございます。利用目的は野菜・植木で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は6,573円でございます。再設定でございます。

83番につきましては、借受人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんで、田中々の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万5,000円でございます。再設定でございます。

84番につきましては、借受人は布目の〇〇〇〇さんで、二面の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は米53.5kgでございます。再設定でございます。

85番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、井江菖の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万363円でございます。新規設定でございます。

86番につきましては、借受人は春宮にお住まいの〇〇〇〇さんで、北潟の畑1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。新規設定でございます。

43ページをお開きください。88番と89番につきましては、熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんで熊坂の田9筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は4,000円でございます。新規設定でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案について、ご質問はありませんか。

5番： 38ページのナンバー71と39ページのナンバー74のところの賃借料が空欄になっているんですけど、これは理由か何かあるんですか。

事務局： どちらも使用貸借権の設定になっておりますので、賃借料のところに記載がありません。

5 番： すみません。理解が不足なんですけど、使用貸借と貸借権ってどういう違いで区分けされていますか。

事務局： 使用貸借権は賃料が発生しない貸借になっております。ほかに賃料が発生するものについては、賃借権という区分になっております。

議長： ほかにご質問ありませんか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので採決に移ります。

なお、番号1番と2番につきましては、○番○○○○委員が関係しております。また、3番から51番は○○○○推進委員が関係しています。また、52番から62番は○○○○委員が関係しています。また、75番から81番につきましては○○○○委員が関係していますので、まずそれらを除く63番から74番、82番から89番について採決いたします。

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」63番から74番、82番から89番についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

○○○○委員、退席をお願いいたします。

(○番○○○○委員退席)

それでは、番号1番と2番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって決定することといたします。

入室してください。

(○番○○○○委員着席)

続いて、○○○○推進委員、退席をお願いいたします。

(○○○○推進委員退席)

それでは、番号3番から51番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

○○○○委員、入室してください。

(○○○○推進委員着席)

続いて、〇〇〇〇委員退席をお願いいたします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号52番から62番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

(〇番〇〇〇〇委員退席)

2 番： それでは、番号75番から81番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員ということで、よって、決定することにします。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等推進計画（案）に対する意見について」をご説明いたします。

45ページをお開きください。こちらの45ページは、3月の利用件分の農地中間管理事業の満期による更新と新規の一覧になります。

番号1番につきましては、熊坂の田10筆で、利用権を設定する者は4人です。転貸先、受け手は〇〇〇〇でございます。新規設定でございます。

2番につきましては、丘陵地分で山十楽の畑2筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先は、〇〇〇〇が1筆、〇〇〇〇が1筆でございます。契約の更新でございます。

46ページから47ページまでにつきましては、1番と2番の契約の満期と1番と2番の利用権の設定の土地の詳細を表した一覧になっております。ご確認くださいませようをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長： 本案についてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。

ご質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号1番につきましては、

〇〇〇〇推進委員が関係しています。退席をお願いいたします。

(〇〇〇〇推進委員退席)

それでは、番号1番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって意見なしとすることに決定いたしました。

〇〇〇〇推進委員、入室してください。

(〇〇〇〇推進委員着席)

それでは、番号2番について意見なし、とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしとすることに決定いたしました。

◇ 議案第6号 地域計画の策定に対する意見について

議長： 次に、議案第6号「地域計画の策定に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第6号「地域計画の策定に対する意見について」、私のほうから説明させていただきます。

あわら市から別添のとおり農業経営基盤強化促進法第19条の規定によりまして、あわら市地域計画案が提出されましたので、同法第19条第6項に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。

48ページをご覧ください。地域計画策定の根拠につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条に基づいております。計画策定数につきましては82、ページを1枚おめくりいただきまして策定地区一覧49ページのとおりでございます。策定年月日につきましては、令和7年3月31日を予定してございます。計画の概要につきましては、市内全域、吉崎地区を除きまして地域計画を策定するものいたします。計画は、本編とともに目標地図を備えております。本編目標地図の作成に当たりましては、あわら市農業委員会の作成する現況地図を基に、過去の人・農地プラン、そして集落別ヒアリング、各地域の協議の結果を基に、それらを反映させまして作成するものいたします。地域計画本編につきましては、皆様のお机の上に置かせていただいているとおりでございます。

それでは、今回坂井北部丘陵地における地域計画につきまして、担当の川崎主任よりご説明させていただきます。

事務局： 皆様、お疲れさまでございます。坂井北部丘陵地営農推進協議会の川崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にあります地域計画案と、あと農業を担う者一覧という判例がついてます

図面のほうをご覧ください。こちらが坂井北部丘陵地地区の地域計画となります。前身の人・農地プランと同様に、坂井北部丘陵地の畑のところを一括して1つの地域として地域計画のほうを立ててございます。地域ごとにいろいろ問題点等ございますので、それについて（3）番と2番等で細かく記してございます。

今まで人・農地プランの場合ですと、地域の担い手としまして認定農業者の方、認定新規就農者の方、あと基本構想の水準に到達されている方が地域の担い手として挙げてございました。ただ、今回地域計画を策定するに当たりまして、それだけではなくて農作業を受託する方とか、あと片手間でも農業される方という方も含めるということになりましたので、一応今までの人・農地プランに挙がっていた方以外にこちらで利用権設定されていると、農業をやっている方を拾いまして図面のほうを作成しております。

図面のほうなんですけど、一応10年後の未来予想図といいますか設計図として描くべきものなんですけど、丘陵地のほうにつきましては関係機関であります中間管理機構及び丘陵地の一部を担っています坂井市さんと協議した結果、ちょっと10年後の予想図を描くのは無理でないかということになりまして、一応目標地図におきましては現況を押さえるということで、それはあわら市の丘陵地と坂井市の丘陵地も同じようなスタンスで今回の計画を立ててございます。

一応地域を担う者の一覧としましては、地域計画案の3ページ目、4ページ目に上げてございます。実際丘陵地においては、毎年僅かではございますが新規就農者の方とかおられますので、地域計画についても随時見直しが必要になってくるかなと思ひまして、取りあえず10年後の色塗りが正直難しいというのもありまして現況で押さえるということでさせていただいています。

簡単ではございますが、これで説明とさせていただきます。

議 長： ありがとうございます。

まず、資料をちょっと見ていただきまして、ご意見、ご質問ありましたら受けたいと思います。

5 番： 48ページの計画の概要で、「市内全域（吉崎を除く）」という文面があるんですけど、これ、どうして吉崎は省くんですか。

事 務 局： 吉崎には水田がないということですので、除いております。全くないわけではないんですが、農振地域内の農地ということで作成しておりますので、そのような理由で吉崎のほうについては地域計画外しております。

5 番： 了解しました。

議 長： はい。

5 番： 川崎さんのご説明の中で、10年後のプランを描くのはすごく難しいということで、それは誰しもそう思うんですけど、どういうふうな、例えばもう農業の生産組合をつくったとしてもその後継者がいないとかってどんどんどんどん減ってきた場合、農地を耕す人がいなくなると近未来的な話がすぐ発生するみたいな気もするんですけど、そこら辺はどう考えていらっしゃるんですかね。

事務局： 今おっしゃられたように、正直今、丘陵地の畑のほうも未耕作の土地が増えてはきています。南部平たん地の水田のほうと違いまして、地元で農事組合法人とかそういうのが畑のほうではないんですね。実際、個人の方とあと一部農企業の方が丘陵地のほうへ入られて耕作されていると。実際今、個人的な感想で言いますと、農地を広げたいというのは、農企業の方が1社か2社あるぐらいなんですわ。それで目標地図のほう色塗りしてしまうと、またそれが縛りになってしまうというのも地域計画を移行する際にちょっと言われてたこともありまして、取りあえずの対応として目標地図は現況を押さえようということとさせていただいていますが、あと今、こちらのほうの営農推進協議会といいますか、その下部組織で丘陵地農業支援センターというのがあるんですが、そちらのほうではまた活動としまして、県外の就農の相談会とかそういうのに出向きまして、少しでも新規就農者を呼んでくれるように働きかけ等は県と一緒にやっております。それで必ずしも空いてくる農地を防げるかという、そうではないとは思ってますけども、何らか今こちらのほうも働きかけをしてやっていきたいと思っております。

それと、実際丘陵地の畑のほうでも、南部平たん地などでソバをやっておられるソバ農家さん、やっぱり農地のほうは少しでも荒らさないためにということで、そのソバ農家さんにちょっとお願いしてソバを植えていただいたりなどして、今取りあえず対応しているような状態です。

議長： ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局： 先ほどの説明に補足させていただきたいんですけども、地域計画につきましては令和6年度末で一度策定させていただきますけれども、内容につきましては毎年適宜見直していく予定でございます。よりよいものに毎年つくり変えていくということで、今回はこのような形で素案という形で出させていただきましたけれども、実際3月末までまだ時間がございますので、その中でまたさらに地域からの要望がありますので、それらをまた、まだちょっと全て盛り込んでいるわけではありませんで、それを盛り込みながら3月末に策定予定ということでお願いしたいと思っております。

議長： 1ついいですか。今この地図の中には、あわら市内で農業に携わっている方はほ

ば入っていると思えばよろしいんですか。

事務局： 現在作っている方は、基本的には入れ込んでいます。ただ、地域によっては、ご自分の農地を作っていられっやうの方で貸し借りはしていないと。ご自分の農地を粛々と作られているという方につきましては、面積に応じて載せていないという場合もございます。

事務局： もう1つ、ここに入っていないと、これからの農政について不利益を被るようなことがあると思うんですね。今1つちょっと思い出したんですけども、準備金という制度があると思うんですけども、準備金を積み立てるには地域計画の中に入っていないといけないとかということがあるように聞いていますので、そういったことがあったら途中でも加入させることは可能なんですね。

事務局： どの時点で準備金、地図に位置づけられていないといけないのかというのは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんが、ただ、既に人・農地プランで中心経営体に位置づけられている方はそのまま位置づけて、引き続き受けられるように地域計画でも地図のほうに名前を載せておりますし、地図に位置づけられた経営体の方には、あなたにつきましてはこの地域計画の地図に位置づけさせていただきますというような文章も用意しておりますので、その中には国の出している準備金のチラシなんかもありましたので、併せて通知する予定でございます。

議長： ほかによろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思いますけれども、結構シビアな面がございますので、採決はせずに、もしこの後ご意見とかそういったものがあれば、事務局のほうへその旨申し出ていただきたいと。それがなければ、当委員会として意見なしとすることにいたしたいと思いたすけれども、いかがでしょうか。

事務局： ちょっとすみません、補足させてください。

今回82という地域計画を出ささせていただきますと、今この場で全部の資料を見るのが物すごい大変だと思うんですね。この地域計画は法的に農業委員会の意見を聞かないといけないということになっていますので、今回こうやって出させていただきましたと。ただ、この場で全てを見て、今ほど言ったように全部を見て、意見あるんかないんかというのは非常に難しいと思っていますので、ある一定期間をちょっと持たせていただきまして、その間にもし何かあればということで一定期間持ちたいと思います。

ただ最初、冒頭事務局申し上げたとおり、この計画をつくるに当たっては、この前身である人・農地プランというものをベースにつくっております。それプラス地

域に入った集落のヒアリングというのをやって、これに盛り込んでいるという流れで地域計画をつくっています。

今ざっと案としてお示しをしておりますけれども、各地域にもこれ投げておりまして、これのフィードバックを今随時もらっている最中です。例えば、この色塗りで、ここが抜けているよとか、この人が入ってないよというような意見を今いただいている最中だということです。ですので、3月末までにこの地域計画を確定するんですけれども、それまでにもう少し精査されたものが出来上がるというイメージでいただければなと思っております。

この意見を聞く期間なんですけれども、今週ぐらいをめどにざっと見ていただいて、もしこれはというようなことがあれば事務局のほうにご意見いただければなと。もし大きな意見がなければなしとさせていただきたいと思いますし、もしあった場合は、3月の定例会でこういう意見がございましたということは皆さんにご報告させていただきます。

ということでございますので、お願いをいたしたいと思います。

- 5 番： その場合ですけど、一応意見とか募集して、意見がないということで、このプランが一応農業委員会として承認されたということで、それを報告するということになると思うんですけど、その場合にこの目標地図に書かれてるこれが、業者とか個人とかいっぱい書いてありますけど、これがそれで拘束されるということが出てくるんですかね。

事務局： 拘束というとどんな意味合いでしょうか。

- 5 番： 例えば、これはもう承認されちゃったんですよということが独り歩きして、それからいろんな事情で変更が出てくると思うんですね。個人が辞めて団体に入ったとか、団体がまた名前が変わったとか、いろんなケースが出てくると思うんですけど、そういうことに対して拘束されるのかという。

事務局： それは人・農地プランのときも一緒でございまして、変更があるたびに更新をかけていたことがあります。ですので、追加や削除、そういったことはこれからも随時行われていくことに当然なります。

- 2 番： 私も今、館さんと同じようなことを聞きたかった。何年かに1回は見直しというのはあるんですかね。

事務局： 今も1年に1回は必ず行っていたんですけども、今後はそれが半年に1回になるのか、それこそ変更がどれぐらい起きるのかというのにもよります。頻繁に変更しなくちゃいけないのか、それとも1年に1回の変更で済むのかというのはちょっと

とこれからはまだ未知数ですけれども、恐らく人・農地プランも毎年変更が必要になっていましたので、1年に1回は必ず行わなければ更新はしていけないのかなというふうには考えています。それが1年に1回で済むのか、2回しなくちゃいけないのか、そこはちょっと事務局としてはまだ未知数なところでございます。

議長： ほかにご意見、ご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、先ほど申しましたとおり、ご意見、質問等のある方は事務局のほうへ申し出ていただきますように。もしなければ、これで農業委員会としてよしという判断をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に移ります。報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。50ページをお開きください。

この農地法第3条3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。今回16件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、馬場の田14筆でございます。権利取得者は大溝にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年2月27日でございます。

51ページにお進みください。2番の届出につきましては、北潟の田畑8筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年11月21日でございます。

3番の届出につきましては、菅野の田1筆でございます。権利取得者は菅野にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は平成11年4月28日でございます。

4番の届出につきましては、北潟の畑4筆と田4筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年12月13日でございます。

5番の届出につきましては、稲越の畑1筆でございます。権利取得者は稲越にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年8月7日でございます。

52ページにお進みください。6番の届出につきましては、稲越の田5筆でございます。権利取得者は稲越にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年8月7日でございます。

7番の届出につきましては、市姫五丁目の田1筆、稲越の田1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年8月7日でございます。

8番の届出につきましては、稲越の田1筆でございます。権利取得者は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年8月7日でございます。

9番の届出につきましては、沢の田畑8筆でございます。権利取得者は東京都にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年12月5日でございます。

53ページにお進みください。10番の届出につきましては、牛ノ谷の田畑9筆でございます。権利取得者は小浜市にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和4年2月8日でございます。

11番の届出につきましては、市姫4丁目の田1筆、大溝1丁目の畑1筆、大溝2丁目の田1筆でございます。権利取得者は市姫三丁目にお住まいの〇〇〇〇さんで持分2分の1の取得、権利取得日は令和5年11月20日でございます。

12番につきましては、大溝2丁目の畑1筆でございます。権利取得者は同じく市姫三丁目にお住まいの〇〇〇〇さんで持分4分の2の取得、権利取得日は令和5年11月20日でございます。

54ページをお開きください。13番の届出につきましては、南金津の田2筆でございます。権利取得者は同じく市姫三丁目にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年11月20日でございます。

14番の届出につきましては、北金津の田1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年11月18日でございます。

15番の届出につきましては、北潟の田畑11筆でございます。権利取得者は石川県にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年10月18日でございます。

16番の届出につきましては、桑原の田4筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年11月20日でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件についてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。55ページをご覧ください。

今回3件の届出がございました。

1番につきましては、赤尾の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。売買のための解約でございます。

2番につきましては、北潟の田3筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。売買の

ための解約でございます。

3 番につきましては、熊坂の田 4 筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。賃借人都合による解約でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第 2 号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「3 月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 3 月の定例総会につきまして、3 月 26 日水曜日午後 1 時半から開催したいと思います。

議 長： ただいま事務局から 3 月の定例総会は 3 月 26 日水曜日午後 1 時 30 分から開催するという話がありました。

ご意見、ご質問を受けたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、事務局説明のとおり、3 月の定例総会は 3 月 26 日水曜日午後 1 時 30 分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいま事務局より、次期改正についてのお話がありました。

何かご意見、ご質問ありましたら受けたいと思います。

(質問、意見なし)

では、このことについてはこれでとどめたいと思います。

あと、その他ということで。

事 務 局： すみません、最後に 1 分だけお願いします。

今の改選に伴いまして、皆さん、農業委員さんと推進委員さんの最後の卒業旅行みたいなのがあります。来月の定例総会のご案内にアンケート用紙を入れさせていただきますので、今 7 月の中旬頃の旅行の予定をしておりますので、何日ぐらいが

いいかという丸つけのアンケートをさせていただきます。それとコース、どこへ行くかというコースの案内なんですけれども、北海道というような案が一応出ておりますけれども、ほかにもしここがというようなことがあれば、書く欄も設けておきますので、案内と一緒に入れさせておきますので、定例会のときにそれをまた事務局のほうに提出いただけますようお願いいたします。

事務局： ごめんなさい、手ばかり挙げて。

皆さん、すみません。机の上に置かせていただきました地域計画の案についてなんですけれども、こちらはあくまでまだ素案でございまして、ちょっとまだ非公表でございまして。お配りはしてあるんですけれども、大変申し訳ないんですが、持ち帰りはせずに残していただきたいたと。農業委員会の窓口のほうには、常に皆さんが来たときに見ていただけるように農業委員の皆様についてはしておきたいと思っておりますので。申し訳ございません。まだ公表前ですので、案の段階で申し訳ないんですけれども、こちらのほう、お持ち帰りはちょっと遠慮していただきまして、窓口のほうにいつでもお見せできるようにしておきますので、よろしく願いいたします。

議長： せっかくの機会です。皆さんのほうから何かご意見いただけましたら。
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようでしたら、今日の会議はこれでとどめたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

令和7年2月26日

議 長

委 員

委 員